する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池の仕様書は添付不要。風力発電設備の場合は、風力発電設備の製造事業者名、型式番号及びＮＫ認証番号（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）が分かる書類を添付すること。

（注３０）発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。

（注３１）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

（注３２）燃料区分名は次の記号のとおり。

Ａ：メタン発酵ガス

Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）

Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）

Ｄ：建設資材廃棄物

Ｅ：一般廃棄物・その他のバイオマス

Ｆ：その他（助燃剤等）

Ｇ：バイオマス液体燃料

（注３３）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。

（注３４）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。

（注３５）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した結果を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。

（注３６）変更の有無について「有」か「無」のいずれかのボックスへチェックを付すこと。なお、変更前後とも変更の有無にかかわらず使用するすべての燃料情報について記載すること。

（注３７）使用燃料がメタン発酵ガスである場合は、備考欄に原料名を記載すること。

（注３８）先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を変更する場合に記載すること。その際、変更前の調達上限比率には、先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を記載し、変更後の調達上限比率には、今後電力会社との特定契約上で変更する予定の調達上限比率を記載すること。

（注３９）２０１９年３月３１日時点で既に電力会社との特定契約を締結している場合であって、新たに調達上限比率を設定する場合、又は２０１９年３月３１日以前の認定であって、２０１９年４月１日以降に新たに特定契約を締結し、調達上限比率を設定する場合は、ボックスにチェックを付した上で、括弧内に調達上限比率を記載すること。

＜備考＞

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。